

# 香川県報



第 27 号

平成 18 年

4 月 7 日（金曜日）

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

- 香川県土地利用基本計画の一部変更の要旨の公表 （環境・水政策課） 一
- 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 （障害福祉課） 二
- 道路の区域変更（三件） （道路課） 二
- 香川県証紙の売りさばき人の指定 （会計課） 三
- 香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し （ ） 三

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出（二件） （経営支援課） 五
- 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 （ ） 五
- 土地改良事業の適否決定（三件） （土地改良課） 六
- 土地改良事業の認可 （ ） 八
- 土地改良区の役員の退任の届出 （ ） 八
- 土地改良区の設立認可 （ ） 八
- 土地改良区の合併の認可 （ ） 八
- 土地改良事業計画の変更 （ ） 八
- 公共測量の終了の通知 （土木監理課） 八
- 高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の規定による随意契約による保留地の処分 （都市計画課） 九

### 選挙管理委員会告示

- 公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の名称の変更
- 公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の名称の変更

院の名称及び所在地の変更

○ 公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となっている老人ホームの名称の変更

○ 個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告（二件）

○ 個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告（二件）

人事委員会規則  
○ 香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

正 誤  
○ 平成十八年三月二十四日（香川県報第九三二二号）香川県公告第六十七号 中訂正

## 告 示

### 香川県告示第三百五十三号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項の規定により香川県土地利用基本計画の計画図を平成十八年三月二十三日変更したので、同項において準用する同条第十三項の規定により次のとおり公表する。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一 計画図の変更

1 変更に係る地域の名称

高松都市地域

高松森林地域

2 変更区域

別図のとおり

（「別図」は、省略する。）

#### 二 計画図の閲覧

この告示による変更後の計画図は、香川県環境森林部環境・水政策課及び各市町国土利用計画法所管課に備え置いて閲覧に供する。

●香川県告示第三百五十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一四七一 一〇	アイリスケアセン ター丸亀 丸亀市中津町七五 番地一	株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目九 番地	平成十八年 三月三十一 日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇一四八一 一八	アイリスケアセン ター観音寺 観音寺市観音寺町 甲一〇一七一一	株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目九 番地	平成十八年 三月三十一 日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇一四九一 一六	アイリスケアセン ター坂出 坂出市室町三丁目 一一五	株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目九 番地	平成十八年 三月三十一 日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年四月七日から同月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路線名 岡田普通寺線（四十七号）  
三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
仲多度郡まんのう町東高篠八番三 地先から 仲多度郡まんのう町公文三七〇番 一地先まで	八・六 } 二五・〇	一二・二 } 四六・〇	二七六	二七六	道路改修工 事に伴う現 道拡幅及び 交差点改良

●香川県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年四月七日から同月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）  
二 路線名 まんのう普通寺線（二百号）  
三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
仲多度郡まんのう町公文四〇四番 五地先から 仲多度郡まんのう町公文四一六番 五地先まで	一〇・四 } 二三・二	一一・四 } 四六・四	二二八	二二八	道路改修工 事に伴う現 道拡幅及び 交差点改良

●香川県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年四月七日から同月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 久保谷塩江線（百五十四号）

三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
高松市塩江町上西甲字上貝ノ股四〇〇番六地先から 高松市塩江町上西甲字下貝ノ股三三二番一地先まで	四・三	五・八	六〇〇	六〇〇	道路改修工事に伴う現道拡張
	一・二・六	五・八			

●香川県告示第三百五十八号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の規定により、香川県証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定年月日

平成十八年三月三十日

二 住所

高松市新田町甲二四五三番地二

三 氏名

赤瀬 直温

四 売りさばき場所

高松市松福町二丁目七番二一号

●香川県告示第三百五十九号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 取消年月日

平成十八年三月二十二日

二 住所

高松市松福町二丁目七番二一号

三 氏名

藤井 進

四 売りさばき場所

高松市松福町二丁目七番二一号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス元山店 高松市元山町字西末宗六七三番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年十一月二十八日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、八六八平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一・二三台

(二) 駐輪場の収容台数

五四台

(三) 荷さばき施設の面積

七〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一七・二八立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成十八年三月二十七日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労働課

2 縦覧期間

平成十八年四月七日(金曜日)から同年八月七日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年八月七日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労働課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス普通寺店 普通寺市与北町字西原三三二八番一ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所  
株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階

4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十八年十一月二十八日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、九八八平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一三七台

(二) 駐輪場の収容台数

七九台

(三) 荷さばき施設の面積

九二・八〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一六・二〇立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成十八年三月二十七日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び普通寺市建設経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年四月七日（金曜日）から同年八月七日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年八月七日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び普通寺市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

生活協同組合コープかがわ 高松市新北町一四番二七号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 コープ栗林 高松市藤塚町一五七番地二六ほか

3 変更しようとする事項  
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 変更前 開店時刻 午前十時  
 閉店時刻 午後九時  
 変更後 開店時刻 午前八時  
 閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 変更前 午前九時四十五分から午後九時十五分まで  
 変更後 午前七時四十五分から午後十一時十五分まで

4 変更年月日  
 平成十八年四月二十一日

二 届出年月日  
 平成十八年三月三十日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間  
 1 縦覧場所  
 香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課  
 2 縦覧期間  
 平成十八年四月七日(金曜日) から同年八月七日(月曜日) まで

四 意見書の提出  
 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年八月七日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。  
 なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目  
 (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
 (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (四) 意見の内容

2 提出先  
 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号  
 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年三月二十七日適当と決定した。  
 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年四月十八日から同年五月八日まで縦覧に供する。

平成十八年四月七日  
 香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業)	観音寺市経済部土地改良課
豊稔池地区	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業)	〃
高丸池地区	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業)	〃
中横井地区	単独県費補助土地改良事業(樋門整備事業)	〃
宮の下地区	単独県費補助土地改良事業(水路整備事業)	〃
白坂地区	単独県費補助土地改良事業(水路整備事業)	〃
桑の木地区	単独県費補助土地改良事業(水路整備事業)	〃



同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年三月二十八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年四月十八日から同年五月八日まで縦覧に供する。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市町名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市	単独県費補助土地改良事業中ノ丁地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業盛兼地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業奥谷下池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業丸田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業田井地区	〃
三木町	単独県費補助土地改良事業南高原地区	三木町産業振興課

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、仲南町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中谷池地区）を行うことについて平成十八年三月二十三日認可した。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、満濃池土地改良区から役員（退任）について次のとおり届出があった。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名住所 退任年月日

監事 宮武 好美 丸亀市金倉町一一九六番地の一 平成一八、一、二四

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、垂水土地改良区の設立について、平成十八年三月二十九日認可した。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、丸亀市綾歌町水橋池土地改良区、丸亀市綾歌町堤池土地改良区及び綾歌郡綾歌町輪工池土地改良区が合併し、丸亀市綾歌町土地改良区を設立することについて、平成十八年三月二十七日認可した。

なお、合併前の丸亀市綾歌町水橋池土地改良区、丸亀市綾歌町堤池土地改良区及び綾歌郡綾歌町輪工池土地改良区は、合併により解散する。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（県営地域水田農業支援排水対策特別事業松崎地区）計画を平成十八年三月三十日変更した。

その関係書類を三豊市農林水産課において平成十八年四月十八日から同年五月八日まで縦覧に供する。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、高松市長から次の公共測量を平成十七年十一月三十日終了した旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 作業種類  
公共測量 土地区画整理事業基準点測量
- 二 作業期間  
平成十七年七月十五日から同年十一月三十日まで
- 三 作業地域  
高松市 今里町、松縄町、伏石町、木太町、林町、多肥下町及び太田下町の一部

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例(平成五年香川県条例第三号)第七條第二項の規定により随意契約による保留地の処分をしますので、高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則(平成八年香川県規則第五十九号。以下「規則」という。)第二十四條の二の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 処分する保留地の位置、地積及び処分価格
  - 1 位置 高松市錦町二丁目一番一二(二六街区一―一画地)  
香川県土木部都市計画課に備え置く図面表示のとおり
  - 2 地積 四〇六・二五平方メートル
  - 3 処分価格 六〇、五三一、二五〇円
- 二 処分する保留地の買受けの申出ができる期間  
平成十八年四月七日(金曜日)から同月二十一日(金曜日) (郵便等により提出する場合は、同日までに必着のこと。)
- 三 随意契約の相手方の資格に関する事項
  - 1 次に掲げる者は、随意契約の相手方となることができない。
    - (一) 契約を締結する能力を有しない者
    - (二) 破産者で復権を得ない者
    - (三) 規則第二條第二項の規定に該当する者
  - 2 当該保留地の使用又は収益を開始することができる日から三年以内に土地の利用を図ることができる者と認められる者でなければ、随意契約の相手方となることができない。

四 保留地買受申出書の提出先及び受付時間

- 1 提出先  
郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部都市計画課 電話番号〇八七―八三二―三六〇〇
- 2 受付時間  
午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
- 五 随意契約の相手方の決定  
随意契約の相手方は、規則第二十六條第一項に規定する者の意見を聴いて、知事が決定する。
- 六 保留地買受申出書に添付する書類
  - 1 申出者が個人である場合にあつては、本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び東京法務局の発行する成年後見登記制度における登記事項証明書
  - 2 申出者が法人である場合にあつては、法人の所在地の法務局登記官が発行する資格証明書(法人の名称及び代表者の職氏名を証明したもの)
  - 3 印鑑証明書
  - 4 土地利用計画書

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第六十号  
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五條第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となつている病院について、次のとおりその名称の変更があつた。  
平成十八年四月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

新	名 称	旧	所 在 地

高松市国民健康保険香川病院	香川町国民健康保険香川病院	高松市香川町浅野一二六〇
介護老人保健施設こくぶんじ荘	国分寺町立介護老人保健施設こくぶんじ荘	高松市国分寺町新名二〇八一
社団法人三豊・観音寺市医師会三豊市立西香川病院	社団法人観音寺市三豊郡医師会高瀬町立西香川病院	三豊市高瀬町比地中二九八六―三
綾川町国民健康保険陶病院	綾南町国民健康保険陶病院	綾歌郡綾川町陶一七二〇―一

●香川県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となっている病院について、次のとおりその名称及び所在地の変更があった。

平成十八年四月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

新	名 称	所 在 地
三豊市立永康病院	三豊市立永康病院	三豊市立永康病院
新	名 称	所 在 地
三豊市立永康病院	三豊市立永康病院	三豊市立永康病院
新	名 称	所 在 地
三豊市立永康病院	三豊市立永康病院	三豊市立永康病院

●香川県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となっている老人ホームについて、次のとおりその名称の変更があった。

平成十八年四月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

新	名 称	所 在 地
三豊市立永康病院	三豊市立永康病院	三豊市立永康病院

さざんか荘	大川老人ホーム	さぬき市大川町田面三六〇
-------	---------	--------------

●香川県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができるとして指定した次の施設について、平成十八年三月二十日その指定を取り消した旨池田町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年四月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

池田町農村環境改善センター	小豆郡池田町大字池田二二四番地
池田町城山会館	小豆郡池田町大字池田一一三番地三
谷尻公営住宅集会所	小豆郡池田町蒲野三二七番地一五
石場公営住宅集会所	小豆郡池田町大字二面一八一九番地一
三都ふれあいセンター	小豆郡池田町大字蒲野一六一〇番地一
三都体育館	小豆郡池田町大字蒲野一六一六番地一

●香川県選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができるとして指定した次の施設について、平成十八年三月二十日その指定を取り消した旨綾上町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年四月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

綾上町高齢者コミュニティセンター	綾歌郡綾上町牛川七四七番地
綾上町農村環境改善センター	綾歌郡綾上町山田下三三〇〇番地

綾上町国民健康保険総合保健施設（いきいきセンター）

綾歌郡綾上町山田下三三五二番地一

東分児童館

綾歌郡綾上町東分甲一二四五番地一

●香川県選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十八年三月二十一日次の施設を指定した旨小豆島町選挙管理委員会から報告があつた。

平成十八年四月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地
農村環境改善センター	小豆郡小豆島町池田二二四番地
三都ふれあいセンター	小豆郡小豆島町蒲野一六一〇番地一

●香川県選挙管理委員会告示第六十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十八年三月二十一日次の施設を指定した旨綾川町選挙管理委員会から報告があつた。

平成十八年四月七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名 称	所 在 地
綾川町高齢者コミュニティーセンター	綾歌郡綾川町牛川七四七番地
綾上農村環境改善センター	綾歌郡綾川町山田下三三〇〇番地
綾川町国民健康保険総合保健施設綾上（いきいきセンター）	綾歌郡綾川町山田下三三五二番地一
東分児童館	綾歌郡綾川町東分甲一二四五番地一

人事委員会規則

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年四月七日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第二十号

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

香川県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年香川県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「、理事」を削り、「政策主幹」の下に「、医療主幹」を加え、「防災対策主幹、適正処理推進主幹、保健医療主幹」を「防災指導監」に改め、「及び主査」を削り、同表議会の事務部局の項中「係長及び主査」を「主任」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「、理事」、「、参事」及び「及び主査」を削る。

別表第二消防学校の項中「校長、」を削り、同表文書館の項中「館長、」を削り、同表県税事務所の項中「主幹」の下に「、総務課長」を加え、同表環境保健研究センターの項中「、主幹」を削り、同表森林センターの項を削り、同表保健福祉事務所の項中「生活福祉総務課長」を「庶務関係の事務を担当する課長」に改め、同表子ども女性相談センターの項中「所長」の下に「、次長」を加え、同表身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所の項を次のように改める。

障害福祉相談所

所長、次長、総務課長

別表第二川部みどり園の項及び知的障害者相談所の項を削り、同表精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

川部みどり園

園長、次長

別表第二病院の項中「薬劑部長（中央病院に置かれるものに限る。）」を「薬劑部長、副薬劑部長」に改め、同表土地改良事務所の項中「所長」の下に「、次長」を加え、同表体育館の項、総合運動公園の項及び丸亀競技場の項を削り、同表少年自然の家の項中「少年自然の家」を「屋島少年自然の家」に改め、同表文化会館の項中「館長、」を削り、同

表県民ホールの項及び東山魁夷せとうち美術館の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成十八年三月二十四日（香川県報第九三二二号）香川県公告第百六十七号中訂正

一三ページ	下段	
正	誤	
高松市丸亀町一番地一ほか	松市丸亀町一番地一ほか	